

平成 30 年 9 月

第 7 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 予算 >

- 議案第 86号 平成30年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 87号 平成30年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）
- 議案第 88号 平成30年度尼崎市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 89号 平成30年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 90号 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

< 条例 >

- 議案第 91号 尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 92号 尼崎市文化振興基金条例について
- 議案第 93号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95号 尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96号 尼崎市立ユース交流センターの設置及び管理に関する条例について
- 議案第 97号 尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 98号 尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例について
- 議案第 99号 尼崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例について
- 議案第 100号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正す

る条例について

議案第 101号 尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

<その他>

議案第 102号 工事請負契約について（あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事）

議案第 103号 工事請負契約について（あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち電気設備工事）

議案第 104号 工事請負契約について（あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち機械設備工事）

議案第 105号 工事請負契約の変更について（潮小学校校舎増築等工事）

議案第 106号 工事請負契約の変更について（大庄支所・地区会館複合施設新築工事）

議案第 107号 事業契約及び市有地の売払いについて

議案第 108号 市道路線の認定について

議案第 109号 平成29年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 110号 平成29年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 111号 平成29年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 112号 平成29年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

予 算

議案第 86 号

平成 30 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 856,860 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 208,762,004 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の追加及び変更は、「第 3 表市債補正」による。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		47,301,593	33,599	47,335,192
	10 国庫補助金	5,086,151	33,599	5,119,750
55 寄付金		123,463	1,000	124,463
	05 寄付金	123,463	1,000	124,463
60 繰入金		4,671,055	6,000	4,677,055
	10 基金繰入金	4,669,502	6,000	4,675,502
65 繰越金		18,230	150,242	168,472
	05 繰越金	18,230	150,242	168,472
70 諸収入		6,520,953	388,119	6,909,072
	25 収益事業収入	320,000	130,000	450,000
	30 雑収入	4,839,667	258,119	5,097,786
75 市債		24,393,400	277,900	24,671,300
	05 市債	24,393,400	277,900	24,671,300
歳入合計		207,905,144	856,860	208,762,004

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		16,207,024	539,718	16,746,742
	05 総務管理費	13,711,005	506,119	14,217,124
	15 戸籍住民 基本台帳費	906,373	33,599	939,972
15 民生費		101,829,243	19,309	101,848,552
	05 社会福祉費	37,464,642	4,932	37,469,574
	10 児童福祉費	27,407,002	14,377	27,421,379
40 土木費		20,317,893	112,868	20,430,761
	05 土木管理費	7,367,318	330	7,367,648
	30 都市計画費	4,805,427	95,772	4,901,199
	40 住宅費	4,848,330	16,766	4,865,096
45 消防費		4,917,744	15,668	4,933,412
	05 消防費	4,917,744	15,668	4,933,412
50 教育費		16,005,757	146,297	16,152,054
	10 小学校費	2,273,799	62,996	2,336,795
	15 中学校費	694,613	43,457	738,070
	20 高等学校費	2,320,707	39,244	2,359,951
	25 幼稚園費	685,721	600	686,321
53 災害復旧費		1	23,000	23,001
	15 公共土木施設 災害復旧費	-	23,000	23,000
歳出合計		207,905,144	856,860	208,762,004

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
道路橋りょう 新設改良事業	平成31年度	148,000	平成32年度	500,000

第3表 市債補正

(単位 千円)

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
更生保護施設 整備事業費	3,600	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	借入れの日から据 置期間を含め30年以 内に半年賦元金均等 その他の方法により 償還する。 ただし、財政の都 合により繰上げ償還 を行い、償還年限を 短縮し、又は利率を 高めないで借換えを することができるも のとし、借入れ先の 融通条件があるとき は、これに従うこと ができる。
災害復旧事業費	23,000			

変更

起債の目的	補正前	補正後
社会福祉施設整備事業費	限度額 188,300	限度額 199,600
公園整備事業費	限度額 112,000	限度額 178,400
住宅建設事業費	限度額 1,323,500	限度額 1,340,000
消防施設整備事業費	限度額 228,900	限度額 240,600
学校施設整備事業費	限度額 1,408,700	限度額 1,554,100

一 般 会 計
予 算 説 明 書

(補 正 2 号)

議86-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	47,301,593	33,599	47,335,192			
10 項 国庫補助金	5,086,151	33,599	5,119,750			
10 目 総務費補助金	295,261	33,599	328,860	社会保障・ 税番号制度 システム整 備費補助金	33,599	○ (市民協働局) 補助率 10/10 住民票等への旧姓併記対応に伴う補正 33,599

歳 入

55 寄付金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
55 款 寄 付 金	123,463	1,000	124,463			
05 項 寄 付 金	123,463	1,000	124,463			
10 目 総務費寄付金	74,880	1,000	75,880	総務費寄付 金	1,000	○ (ひと咲きまち咲き担当局) 文化振興基金の設置による寄付金の増額に伴 う補正 1,000

議86-8

歳 入
60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	4,671,055	6,000	4,677,055			
10 項 基金繰入金	4,669,502	6,000	4,675,502			
30 目 緑化基金繰入金	2,670	6,000	8,670	緑化基金繰 入金	6,000	○ (都市整備局) 民間住宅の生垣設置に係る補助事業の拡充に 伴う補正 6,000

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰 越 金	18,230	150,242	168,472			
05 項 繰 越 金	18,230	150,242	168,472			
05 目 繰 越 金	18,230	150,242	168,472	繰 越 金	150,242	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 150,242

議86-10

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	6,520,953	388,119	6,909,072			
25 項 収益事業収入	320,000	130,000	450,000			
15 目 競艇場事業収入	320,000	130,000	450,000	競艇場事業 収入	130,000	○ (資産統括局) モーターボート競走事業会計における未処 130,000 分利益剰余金の処分に伴う補正

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
30 項 雑 入	4,839,667	258,119	5,097,786			
20 目 雑 入	4,839,664	258,119	5,097,783	残余財産分 配金収入	258,119	<ul style="list-style-type: none"> ○ (経済環境局) 塚口さんさんタウン3番館の残余財産の分 配に伴う補正 254,054 ○ (都市整備局) 塚口さんさんタウン3番館の残余財産の分 配に伴う補正 4,065

議86-12

歳 入
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	24,393,400	277,900	24,671,300			
05 項 市 債	24,393,400	277,900	24,671,300			
15 目 民 生 債	208,400	14,900	223,300	社会福祉施設整備事業債	11,300	○ (こども青少年本部事務局) ブロック塀の改修に伴う補正 11,300
				更生保護施設整備事業債	3,600	○ (健康福祉局) ブロック塀の改修に伴う補正 3,600
40 目 土 木 債	3,576,300	82,900	3,659,200	公園整備事業債	66,400	○ (ひと咲きまち咲き担当局) 公衆トイレの改修に伴う補正 9,700 ○ (都市整備局) 上坂部西公園への緑化展示機能の移設及び ブロック塀の改修等に伴う補正 56,700
				住宅建設事業債	16,500	○ (都市整備局) ブロック塀の改修に伴う補正 16,500

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 目 消 防 債	228,900	11,700	240,600	消防施設整 備事業債	11,700	○ (消防局) ブロック塀の改修に伴う補正 11,700
50 目 教 育 債	1,954,600	145,400	2,100,000	学校施設整 備事業債	145,400	○ (教育委員会事務局) ブロック塀の改修に伴う補正 145,400
53 目 災 害 復 旧 債	-	23,000	23,000	公園災害復 旧債	23,000	○ (都市整備局) 大阪府北部を震源とする地震により被災し た尼崎城址公園内の築地塀の復旧等に伴う 補正 23,000

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 戸籍住民基本台帳費	906,373	33,599	939,972	特定財源 33,599 一般財源 0			
05 目 戸籍住民基本台帳費	906,373	33,599	939,972	国庫支出金 33,599	13 委 託 料	33,599	○ 戸籍住民基本台帳事務等関係事業費（市民協 30,899 働局） ○ コンビニ交付等市民窓口改善事業費 2,700 住民票等への旧姓併記対応に伴う補正

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 児童福祉費	27,407,002	14,377	27,421,379	特定財源 11,300 一般財源 3,077			
20 目 保育所費	347,903	14,377	362,280	市 債 11,300 一般財源 3,077	15 工事請負費	14,377	○ 公立保育所施設整備事業費（こども青少年本 部事務局） ブロック塀の改修に伴う補正 14,377

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 項 都市計画費	4,805,427	95,772	4,901,199	特定財源 72,400 一般財源 23,372			
25 目 公園費	2,067,614	95,772	2,163,386	市 債 66,400 その他 6,000 一般財源 23,372	15 工事請負費	89,772	○ 公園維持管理事業費（ひと咲きまち咲き担当局） 13,000
					19 負担金、補助及び交付金	6,000	○ 公衆トイレの改修に伴う補正 36,000 ○ 花と緑のまちづくり推進事業費（都市整備局） 上坂部西公園への緑化展示機能の移設及び民間住宅の生垣設置に係る補助事業の拡充に伴う補正 27,500 ○ 尼崎城址公園整備事業費 尼崎城址公園の人工芝広場及び有料駐車場管理機器の整備に伴う補正 19,272 ○ 公園維持管理事業費 ブロック塀の改修に伴う補正

歳 出

45 消防費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
45 款 消 防 費	4,917,744	15,668	4,933,412	特定財源 11,700 一般財源 3,968			
05 項 消 防 費	4,917,744	15,668	4,933,412	特定財源 11,700 一般財源 3,968			
15 目 消防施設費	343,555	15,668	359,223	市 債 11,700 一般財源 3,968	15 工事請負費	15,668	○ 消防庁舎等整備事業費（消防局） ブロック塀の改修に伴う補正 15,668

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 中学校費	694,613	43,457	738,070	特定財源 43,300 一般財源 157			
10 目 学校建設費	35,171	43,457	78,628	市 債 43,300 一般財源 157	15 工事請負費	43,457	○ 各種施設整備事業費（教育委員会事務局） ブロック塀の改修に伴う補正 43,457

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 幼稚園費	685,721	600	686,321	特定財源 600 一般財源 0			
05 目 幼稚園費	685,721	600	686,321	市 債 600	15 工事請負費	600	○ 施設整備事業費（教育委員会事務局） ブロック塀の改修に伴う補正 600

2 債務負担行為で平成31年度以降にわたるものについての平成29年度末までの支出額及び平成30年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

変更

事 項	限 度 額	平成29年度末までの 支 出 額		平成30年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
道路橋りょう新設改良事業	補正前の額			平成31年度まで	148,000	81,400	59,900		6,700	
	補正額			平成32年度まで	352,000	168,600	165,100		18,300	
	補正後の額			平成32年度まで	500,000	250,000	225,000		25,000	

3 市債の平成28年度末における現在高並びに平成29年度末及び平成30年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成28年度末現在高	平成29年度末 現在高見込額	平成30年度中増減見込み		平成30年度末 現在高見込額
			平成30年度中 起債見込額	平成30年度中 元金償還見込額	
普通債	147,904,834	143,863,637	20,509,300	20,445,650	143,927,287
土 木	49,151,823	45,328,263	9,554,000	11,696,862	43,185,401
教 育	49,987,644	50,507,746	5,267,800	4,213,973	51,561,573
市 営 住 宅	15,707,986	15,182,757	2,703,100	1,682,889	16,202,968
住 宅 資 金 貸 付	18,561	12,599	-	9,478	3,121
総 務	1,538,564	2,761,789	2,120,600	52,241	4,830,148
民 生	6,449,244	6,753,960	264,500	525,198	6,493,262
衛 生	18,043,131	17,026,601	358,700	1,378,164	16,007,137
労 働	600	200	-	200	-
商 工	124,119	111,382	-	23,548	87,834
消 防	2,186,385	1,904,285	240,600	429,681	1,715,204
企業会計等出資金	4,696,777	4,274,055	-	433,416	3,840,639
災 害 復 旧 債	14,581	12,912	23,000	2,101	33,811
土 木	13,200	11,988	23,000	1,641	33,347
その他公共施設等	1,381	924	-	460	464
そ の 他	101,023,465	101,744,256	8,219,900	9,586,458	100,377,698
減 税 補 て ん 債	2,776,582	2,201,347	-	532,264	1,669,083
臨 時 税 収 補 て ん 債	222,579	-	-	-	-
臨 時 財 政 対 策 債	83,340,624	86,401,123	7,900,000	5,407,907	88,893,216
退 職 手 当 債	11,109,125	9,953,761	319,900	3,322,042	6,951,619
減 収 補 て ん 債	3,574,555	3,188,025	-	324,245	2,863,780
合 計	248,942,880	245,620,805	28,752,200	30,034,209	244,338,796

議案第 87 号

平成 30 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算
(第 1 号)

平成 30 年度尼崎市の特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,559 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,830,802 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		-	7,128	7,128
	10 国庫補助金	-	7,128	7,128
70 諸収入		8,100	4,431	12,531
	10 償還金及び 還付加算金	7,839	4,431	12,270
歳入合計		5,819,243	11,559	5,830,802

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		70,102	7,128	77,230
	05 総務管理費	45,599	7,128	52,727
60 諸支出金		7,839	4,431	12,270
	05 償還金及び 還付加算金	7,839	4,431	12,270
歳出合計		5,819,243	11,559	5,830,802

特 別 会 計

後期高齢者医療事業費予算説明書

(補正1号)

議87-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	-	7,128	7,128			
10 項 国庫補助金	-	7,128	7,128			
10 目 高齢者医療制度円滑運営事業 費補助金	-	7,128	7,128	高齢者医療 制度円滑運 営事業費補 助金	7,128	○ (市民協働局) 補助率 10/10 保険料軽減特例の見直しに係るシステム改 修に伴う補正 7,128

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	8,100	4,431	12,531			
10 項 償還金及び還付加算金	7,839	4,431	12,270			
05 目 保険料還付金	7,789	4,431	12,220	保険料還付 金	4,431	○ (市民協働局) 被保険者の過誤納となった保険料の還付に 伴う補正 4,431

歳 出

60 諸支出金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 款 諸支出金	7,839	4,431	12,270	特定財源 4,431 一般財源 0			
05 項 償還金及び 還付加算金	7,839	4,431	12,270	特定財源 4,431 一般財源 0			
05 目 保険料還付 金	7,789	4,431	12,220	その他 4,431	23 償還金、利 子及び割引 料	4,431	○ 保険料過誤納金還付金（市民協働局） 被保険者の過誤納となった保険料の還付に伴 う補正 4,431

議案第 88 号

平成 30 年度尼崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 30 年度尼崎市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 30 年度尼崎市水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	9,810,543 千円	△6,836 千円	9,803,707 千円
第 2 項 営業外収益	200,184 千円	△6,836 千円	193,348 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	8,843,445 千円	△32,068 千円	8,811,377 千円
第 1 項 営業費用	8,489,350 千円	△26,267 千円	8,463,083 千円
第 2 項 営業外費用	339,723 千円	△5,801 千円	333,922 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,783,067 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,236,103 千円、建設改良積立金 1,350,974 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 195,990 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,795,351 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,247,480 千円、建設改良積立金 1,350,974 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 196,897 千円で補てんするものとする。」に改め、同条資本的収入及び支出の予定額のうち支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業資本的支出	3,528,032 千円	12,284 千円	3,540,316 千円
第 1 項 建設改良費	211,590 千円	12,284 千円	223,874 千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道庁舎 外壁補修等工事	平成31年度	33,103千円

平成30年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成30年度尼崎市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	水道事業収益		9,810,543	△ 6,836	9,803,707		
	2	営業外収益	200,184	△ 6,836	193,348		
		3	付帯事業収益	9,962	△ 6,836	3,126	上下水道庁舎外壁補修等工事付帯収益の補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	水道事業費用		8,843,445	△ 32,068	8,811,377		
	1	営業費用	8,489,350	△ 26,267	8,463,083		
		8	総 係 費	731,240	△ 26,267	704,973	上下水道庁舎外壁補修等工事費用の補正
	2	営業外費用	339,723	△ 5,801	333,922		
		2	付帯事業費	9,962	△ 6,836	3,126	上下水道庁舎外壁補修等工事付帯費用の補正
		3	消費税及び地方消費税	81,021	1,032	82,053	消費税及び地方消費税納税額の補正
		4	雑 支 出	689	3	692	納税計算に係るその他雑支出の補正

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	水道事業資本的支出		3,528,032	12,284	3,540,316		
	1	建設改良費	211,590	12,284	223,874		
		2	営業設備費	163,146	12,284	175,430	ブロック塀改修費用の補正

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内	
		期 間	金 額	期 間	金 額	負 担 金	自 己 財 源
	千円		千円		千円	千円	千円
上 下 水 道 庁 舎 外 壁 補 修 等 工 事	33,103	—	—	平成31年度	33,103	6,836	26,267

議案第 89 号

平成 30 年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 30 年度尼崎市工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）

は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 30 年度尼崎市工業用水道事業会計予算（以下「予算」と

いう。）第 3 条の収益的収入及び支出の予定額のうち支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費用	1,862,343 千円	△7,159 千円	1,855,184 千円
第 1 項 営業費用	1,048,171 千円	△6,397 千円	1,041,774 千円
第 3 項 営業外費用	39,767 千円	△762 千円	39,005 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 117,464 千円は、過年度分損益勘定留保資金 19,238 千円、建設改良積立金 89,302 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,924 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 141,705 千円は、過年度分損益勘定留保資金 42,005 千円、建設改良積立金 89,302 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 10,398 千円で補てんするものとする。」に改め、同条資本的収入及び支出の予定額のうち支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業資本的支出	160,886 千円	24,241 千円	185,127 千円
第 1 項 建設改良費	74,125 千円	24,241 千円	98,366 千円

（債務負担行為）

第 4 条 予算第 5 条の債務負担行為をすることができる事項、期間及び

限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道庁舎 外壁補修等工事	平成31年度	6,397千円

平成30年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成30年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 工業用水道事業費用			1,862,343	△ 7,159	1,855,184	
	1 営業費用		1,048,171	△ 6,397	1,041,774	
		5 総 係 費	140,929	△ 6,397	134,532	上下水道庁舎外壁補修等工事費用の補正
	3 営業外費用		39,767	△ 762	39,005	
		2 消費税及び地方消費税	32,256	△ 1,085	31,171	消費税及び地方消費税納税額の補正
	3 雑 支 出	2,353	323	2,676	納税計算に係るその他雑支出の補正	

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 工業用水道事業資本的支出			160,886	24,241	185,127	
	1 建設改良費		74,125	24,241	98,366	
		1 営業設備費	74,125	24,241	98,366	ブロック塀改修費用の補正

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内
		期 間	金 額	期 間	金 額	自 己 財 源
	千円		千円		千円	千円
上 下 水 道 庁 舎 外 壁 補 修 等 工 事	6,397	—	—	平成31年度	6,397	6,397

議案第90号

平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（
第2号）

（総則）

第1条 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第3条の収益的収入及び支出の予定額のうち支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 モーターボート競走事業費用	40,078,949千円	△135千円	40,078,814千円
第2項 営業外費用	323,324千円	△135千円	323,189千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的支出額1,071,275千円の財源は、過年度分損益勘定留保資金936,044千円、当年度分損益勘定留保資金57,021千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,210千円で補てんするものとする。」を「資本的支出額1,110,312千円の財源は、過年度分損益勘定留保資金936,044千円、当年度分損益勘定留保資金93,167千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,101千円で補てんするものとする。」に改め、同条資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 モーターボート競走事業資本的支出	1,071,275千円	39,037千円	1,110,312千円
第1項 建設改良費	1,070,275千円	39,037千円	1,109,312千円

平成30年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出
支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	モーターボート競走事業費用		40,078,949	△ 135	40,078,814		
	2	営業外用費	323,324	△ 135	323,189		
		3	消費税及び地方消費税	3,263	△ 135	3,128	消費税及び地方消費税納税額の補正

資本的支出
支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	モーターボート競走事業資本的支出		1,071,275	39,037	1,110,312		
	1	建設改良費	1,070,275	39,037	1,109,312		
		1	営業設備費	1,070,275	39,037	1,109,312	ブロック塀改修費用の補正

条 例

議案第 91 号

尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例
尼崎市公共施設整備基金条例（昭和 53 年尼崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市公共施設整備保全基金条例

第 1 条中「本市の」を「市が設置する」に、「公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、尼崎市公共施設整備基金」を「保全に要する経費の財源を確保するため、尼崎市公共施設整備保全基金」に改める。

第 2 条中「に掲げる額」を「のとおり」に改め、同条第 1 号中「本市が施行する」を「市に係る」に、「売上金の額に 1,000 分の 2 を乗じて得た額以上の額で」を「収益の額の範囲内において」に改める。

第 3 条第 1 項中「金融機関等」を「金融機関」に、「確実」を「最も確実」に改め、同条第 2 項中「確実」を「最も確実」に改める。

第 6 条中「次に掲げる場合」を「第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるとき」に改め、同条各号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

公共施設に係る予防保全の更なる推進等を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 92 号

尼崎市文化振興基金条例について

尼崎市文化振興基金条例を次のように制定する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市文化振興基金条例

(設置)

第 1 条 本市における文化の振興（以下「文化振興」という。）を図るため、尼崎市文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 文化振興に関する事業に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への編入)

第 5 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成30年11月3日から施行する。

(説 明)

尼崎市文化振興基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第93号

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号ア中「令第38条第1項第1号ハ」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（令第22条の2第1項）に改め、「いう。」の次に「）をいう。」を加える。

第12条中「者又は」を「者、」に、「者は」を「者、法第107条第1項の規定により介護医療院の開設の許可を受けようとする者、法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護医療院の変更の許可（同令第138条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者は」に改める。

別表第3に次の3項を加える。

6 介護医療院の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
7 介護医療院の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
8 介護医療院の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円

付 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第5条第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の制定による介護医療院の創設等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 94 号

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例に
ついて

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び
運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び
運営の基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条例第 52 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律
第 83 号。以下「改正法」という。）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定
によりなおその効力を有するものとされる改正法第 26 条の規定による
改正前の法（以下「旧法」という。）」を削る。

第 3 条第 1 項中「並びに法」を「、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号の条
例で定める基準及び員数並びに同項第 2 号の条例で定める基準並びに
法」に改める。

第 5 条第 1 項中「並びに法」を「、法第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1
号の条例で定める基準及び員数並びに同項第 2 号の条例で定める基準並
びに法」に改める。

第 10 条第 1 項中「法」を「法第 78 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の条例
で定める基準及び員数並びに同項第 2 号の条例で定める基準並びに法」
に改める。

第 14 条の見出し中「設備及び」を「施設及び設備並びに」に改める。

第 20 条を削る。

第 19 条第 1 項中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46
第 5 項」に改め、同条を第 20 条とし、第 18 条を第 19 条とする。

第17条第1項中「法第115条の14第1項」の前に「法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに」を加え、同条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第15条 法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第42条第2項(省令第54条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

別表中「第19条第2項第1号」を「第20条第2項第1号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項の改正規定並びに第20条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の制定による共生型サービスの創設及び介護医療院の創設等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 95 号

尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「の条例で定める基準並びに法第 43 条第 1 項」を「、第 41 条の 2 第 1 項各号並びに第 43 条第 1 項及び第 2 項」に改め、「並びに同条第 2 項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準」を削り、「」とする」を「」と、省令の規定（指定就労定着支援（省令第 206 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。）に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該指定就労定着支援を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

(説 明)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の制定による共生型サービスの創設等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 96 号

尼崎市立ユース交流センターの設置及び管理に関する条例に
ついて

尼崎市立ユース交流センターの設置及び管理に関する条例を次のよう
に制定する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立ユース交流センターの設置及び管理に関する条例

尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和 49 年尼
崎市条例第 36 号）の全部を改正する。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、尼崎市立ユース交流センター（以下「センター」
という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 青少年の健全な育成及び福祉の増進を図るための施設としてセ
ンターを設置する。

（位置）

第 3 条 センターの位置は、尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 4 号とする。

（事業）

第 4 条 センターは、第 2 条に規定する設置の目的（以下「設置目的」
という。）を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の健全な育成を図るための学習及び啓発に関すること。
- (2) 青少年の自主的な企画及び運営による活動の支援に関すること。
- (3) 青少年等の交流の促進に関すること。
- (4) 青少年に対する適切な支援に寄与する人材の育成に関すること。
- (5) 青少年に係る相談及び支援に関すること。
- (6) 青少年等の活動の場の提供に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事業

（利用時間等）

第 5 条 センターの利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市

長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時にセンターの全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(利用の許可等)

第6条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) センターの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (4) 第4条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。
- (5) その他センターの管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 センターの利用は、無料とする。ただし、設置目的に適合した活動以外の活動を行うためにセンターを利用しようとする者で利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第8条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。
- (2) センターの施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (3) その他規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(センターの管理)

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、センターの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る

経費の縮減が図られるものであること。

(3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第14条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 利用許可、その取消しその他センターの利用に関すること。

(3) センターの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

(4) センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。

(5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条から第14条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市立ユース交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお

従前の例による。

別表

区 分		使 用 料		
		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
ホ 丨 ル	フロア及び ステージの 使用	7, 200円	12, 300円	14, 300円
	フロアの使 用	5, 300円	9, 000円	10, 500円
多 目 的 室	全面使用	3, 100円	5, 200円	6, 100円
	2分の1面 使用	1, 600円	2, 600円	3, 100円
活動支援室 1		2, 000円	3, 500円	4, 100円
活動支援室 2		2, 300円	4, 000円	4, 700円
音楽スタジオ		800円	1, 400円	1, 600円
<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人等にあっては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>				

（説 明）

尼崎市立青少年センターの名称及び位置を変更し、事業を拡充するとともに指定管理者制度を導入するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 97 号

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

尼崎市指定管理者選定委員会条例（平成 25 年尼崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 30 項を第 31 項とし、第 19 項から第 29 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 18 項の次に次の 1 項を加える。

19 尼崎市立ユース交流センター

別表第 1 備考中「第 19 項、第 20 項、第 23 項、第 24 項、第 26 項及び第 28 項」を「第 20 項、第 21 項、第 24 項、第 25 項、第 27 項及び第 29 項」に改める。

別表第 2 中第 18 項を第 19 項とし、第 10 項から第 17 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 尼崎市立ユース交流センター

別表第 2 備考中「第 10 項、第 13 項、第 14 項及び第 16 項」を「第 11 項、第 14 項、第 15 項及び第 17 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

尼崎市立ユース交流センターについて、公募による指定管理者を選定するに当たり、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 98 号

尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例について

尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例

尼崎市農業共済条例（昭和 41 年尼崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 共済事業（第 4 条－第 40 条）

第 3 章 財務（第 41 条－第 46 条）

第 4 章 尼崎市農業共済損害評価会（第 47 条－第 51 条）

第 5 章 雑則（第 52 条・第 53 条）

付則

第 1 条中「本市が農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 74 号）による改正前の農業災害補償法」を「市が農業保険法」に、「）（以下」を「。以下」に、「基づいて」を「基づき」に改める。

第 2 章第 1 節の節名及び第 3 条を削る。

第 2 条中「本市が行なう」を「市が行う」に改め、第 1 章中同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法並びに農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号。以下「省令」という。）第 1 章、第 3 章第 1 節第 1 款及び第 2 款並びに附則における用語の意義による。第 4 条を次のように改める。

（共済事業の種類等）

第 4 条 市は、農作物共済を行うものとし、第 1 号に規定する共済目的（以下「共済目的」という。）につき、第 2 号に規定する共済事故

(以下「共済事故」という。)によって生じた損害について、市との間に農作物共済の共済関係の存する者(以下「農作物共済加入者」という。)に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 水稻

(2) 共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害又は鳥獣害

第5条第1項中「本市は」を「市は」に、「本市が」を「市が」に、「第14条」を「第19条」に、「金額」を「額」に改め、「の事務費」を削り、「から本市に賦課された賦課金」を「が市に賦課する事務費」に、「を本市との間に共済関係の存する者」を「に相当する額の合計額を農作物共済加入者」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定による賦課は、水稻共済割によるものとし、その賦課総額及び賦課単価は、市長が尼崎市議会(以下「議会」という。)の議決を経て定める。

3 第1項の規定により賦課された事務費(以下「賦課金」という。)の納付の期限は、加入者負担共済掛金(農作物共済の共済掛金のうち農作物共済加入者が負担する部分をいう。以下同じ。)の納付の期限と同一の期限とする。

第6条を削る。

第7条中「払いもどし」を「払戻し」に、「3年間これを行わないときは、」を「これらを行使することができる時から3年間行使しないときは、法令の規定に従い」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条の見出し中「相殺禁止」を「相殺の制限」に改め、同条中「本市との間に共済関係の存する者」を「農作物共済加入者」に、「本市に」を「市に」に改め、同条を第7条とする。

第10条の見出し中「最低額」を「額の下限」に改め、同条中「本市が本市との間に共済関係の存する者」を「市が農作物共済加入者」に、「、本市」を「、市」に、「下らない」を「下回らない」に改め、同条

を第8条とし、第10条の2を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(共済関係の存続)

第10条 農作物共済加入者が、住所を移転したこと(法人にあってはその主たる事務所の所在地を移転したこと、農業共済資格団体にあってはその構成員が住所を移転したこと)により農作物共済資格者(第21条第2項に規定する農作物共済資格者をいう。)でなくなった場合において、その共済関係を存続させることについてその移転前に市長の承諾を受けていたときは、同項の規定にかかわらず、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 市長は、正当な理由なく前項の承諾を拒むことができない。

第11条の見出しを「(共済関係に関する権利義務の承継)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

共済目的の譲受人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り受ける場合にあっては、当該農業共済資格団体。以下この項及び次項において同じ。)は、市長の承諾を受けて、当該共済目的に係る共済関係に関し当該共済目的の譲渡人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡す場合にあっては、当該農業共済資格団体)の有する権利義務を承継することができる。この場合において、当該譲受人の住所(当該譲受人が法人である場合にあってはその主たる事務所の所在地、当該譲受人が農業共済資格団体である場合にあってはその代表者の住所。次項において同じ。)が兵庫県の区域その他市長が別に定める区域外にある場合は、市長は、その承諾を拒むものとする。

2 前項の規定による承諾を受けようとする共済目的の譲受人は、その譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて市長に申請しなければならない。

第11条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「承諾する」を「当該申請に係る承諾をする」に、「決定して譲受人に」を「決定し、当該申請を行った者にその旨を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6

項中「第 2 項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 7 項を削り、同条第 8 項中「前 7 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第 12 条中「本市との間に共済関係の存する者」を「農作物共済加入者」に改める。

第 13 条中「本市との間に共済関係の存する者に」を「農作物共済加入者に対し」に、「には、その者の負担した」を「において、当該処置に要する」に、「本市の」を「市の」に改める。

第 14 条中「本市」を「市」に改める。

第 15 条の見出しを「（立入調査）」に改め、同条中「いつでも」を「その職員に」に、「立ち入り」を「立ち入らせ」に、「調査する」を「調査させる」に改める。

第 16 条第 3 項を削り、同条第 2 項中「本市との間に共済関係の存する者」を「農作物共済加入者」に改め、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「災害」を「共済事故」に改め、同項第 4 号中「災害」を「共済事故による被害」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「本市との間に共済関係の存する者」を「農作物共済加入者」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次のように加える。

農作物共済加入者は、共済目的について次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 譲渡し
- (2) 収穫適期前の刈取り又はすき込み
- (3) 他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更
- (4) その農作物共済の引受方式として災害収入共済方式を選択した場合にあっては、収穫物の出荷計画の変更

第 16 条第 4 項を削る。

第 17 条中「本市」を「市」に、「法第 98 条の 2」を「省令第 82 条」に改める。

第 18 条中「農作物共済の」を削り、「第 78 条」を「、第 47 条」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第18条の2第1項中「本市は」を「市は」に、「責めに任じないものとする」を「責任を負わない」に改め、同項第2号中「本市との間に共済関係の存する者」を「農作物共済加入者」に、「当該共済関係の存する者」を「当該農作物共済加入者」に改め、同項第3号中「本市との間に共済関係の存する者」を「農作物共済加入者」に、「共済関係の存する者に」を「農作物共済加入者に」に改め、同条第2項中「本市との間に共済関係の存する者」を「農作物共済加入者」に、「てん補する」を「填補する」に改める。

第18条の3中「てん補する」を「填補する」に、「本市との間に共済関係の存する者は、本市」を「農作物共済加入者は、市」に、「共済掛金について、」を「、その」に、「共済掛金に至るまで」を「額に至るまで共済掛金」に改める。

第19条中「本市は」を「市は」に、「の無効若しくは失効の」を「が無効であり、若しくは失効した」に、「本市が」を「市が」に、「責めを免れる」を「責任を負わない」に改め、同条ただし書中「無効の」を「共済関係が無効である」に、「本市との間に共済関係の存する者」を「農作物共済加入者」に改める。

第19条の2第1項中「本市は」を「市は」に、「本市との間に共済関係の存する者」を「農作物共済加入者」に、「共済関係の存する者の債権」を「農作物共済加入者債権」に、「共済関係の存する者に」を「農作物共済加入者に」に改め、同項第1号中「本市」を「市」に改め、同項第2号中「共済関係の存する者の債権」を「農作物共済加入者債権」に、「てん補すべき」を「填補すべき」に、「当該不足額」を「その不足する額」に改め、同条第2項中「てん補すべき」を「填補すべき」に、「本市との間に共済関係の存する者は、共済関係の存する者の債権のうち本市」を「農作物共済加入者は、農作物共済加入者債権のうち市」に、「本市の」を「市の」に改める。

第2章第2節の節名を削り、第20条から第36条までを次のように改める。

(共済関係の成立)

第20条 農作物共済の共済関係は、共済目的たる農作物の年産ごとに、次条第2項に規定する農作物共済資格者が耕作の業務を営む当該農作物（次の各号のいずれかに該当する農作物を除く。以下この項において同じ。）（農業共済資格団体にあつては、その構成員が耕作の業務を営む当該農作物）の全てを農作物共済に付することを申し込み、市長がこれを承諾することによって成立する。

- (1) 共済事故の発生が相当の确实さをもって見通されること。
- (2) 第29条第1項第1号の基準収穫量又は同項第2号の基準生産金額の適正な決定が困難であること。
- (3) 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- (4) 耕作が穀実の収穫を目的としないことその他通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。

2 前項の規定による申込みは、4月1日から5月15日までの間に行われなければならない。

（農作物共済資格者）

第21条 市との間に農作物共済の共済関係を成立させることができる者は、共済目的たる農作物につき耕作の業務を営む者（農業共済資格団体にあつては、その構成員の全てが当該農作物につき耕作の業務を営むもの）で当該農作物の耕作面積の合計が10アール以上であるもののうち、第3条に規定する区域内に住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を有するもの（農業共済資格団体にあつては、その構成員の全てが当該区域内に住所を有するもの）とする。

2 農作物共済加入者が前項に規定する資格を有する者（以下「農作物共済資格者」という。）でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

（農作物共済の申込み）

第22条 農作物共済資格者は、第20条第1項の規定による農作物共済の申込み（以下「共済申込み」という。）をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該農作物共済資格者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、農業共済資格団体にあっては名称並びにその代表者の氏名及び住所）
 - (2) 類区分、引受方式、第29条第1項第1号の補償割合（引受方式として災害収入共済方式を選択する場合にあっては、同条第6項の補償割合）及び同号の単位当たり共済金額（引受方式として災害収入共済方式を選択する場合にあっては、共済金額）
 - (3) 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される共済目的たる農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期
 - (4) 引受方式として全相殺方式を選択する場合にあっては、共済目的たる農作物の収穫量の確認方法
 - (5) 引受方式として災害収入共済方式を選択する場合にあっては、共済目的たる農作物の収穫量、品質及び生産金額の確認方法並びに当該農作物に係る収穫物の出荷計画
 - (6) 一筆半損特約又は農作物共済自動継続特約（第31条第1項に規定する農作物共済自動継続特約をいう。第24条第1項第8号において同じ。）を付するときは、その旨
 - (7) その他農作物共済の共済関係の成立に必要な事項として市長が必要と認める事項
- 2 市長は、共済申込みを受けたときは、その農作物共済に係る共済責任期間の始期までに当該共済申込みを承諾するかどうかを決定し、当該共済申込みを承諾しない場合は、当該始期までにその旨を当該共済申込みをした農作物共済資格者に通知するものとする。この場合において、当該始期までに当該共済申込みを承諾しない旨の通知がされないときは、当該始期において当該農作物共済資格者に対する当該共済申込みを承諾する旨の通知があったものとみなす。
- 3 農作物共済加入者は、第1項の申込書に記載した事項に変更が生じたとき（共済目的について第16条第1項各号のいずれかに該当するときを除く。）は、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

(共済申込みの承諾の拒否)

第23条 市長は、農作物共済資格者から共済申込みがあった場合において、当該共済申込みに係る農作物が当該農作物共済資格者が共済申込みをすることができる農作物の全てでないときは、当該共済申込みを承諾しないものとする。

(共済関係成立の書面の交付)

第24条 市長は、農作物共済の共済関係が成立したときは、加入者負担共済掛金の納付の期限までに、当該農作物共済に係る農作物共済加入者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- (1) 当該農作物共済加入者の氏名又は名称
- (2) 当該共済関係の成立年月日
- (3) 当該農作物共済に係る共済責任期間の始期及び終期
- (4) 当該農作物共済に係る共済事故の内容
- (5) 当該農作物共済に係る共済金額
- (6) 当該農作物共済加入者の属する危険段階
- (7) 当該農作物共済に係る類区分、引受方式、第29条第1項第1号の補償割合（引受方式として災害収入共済方式が選択された場合にあっては、同条第6項の補償割合）、同号の単位当たり共済金額（引受方式として災害収入共済方式が選択された場合にあっては、共済金額）及び引受面積
- (8) 当該農作物共済に係る一筆半損特約又は農作物共済自動継続特約の有無
- (9) 当該農作物共済に係る加入者負担共済掛金及び賦課金の額並びにその支払方法
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 前項の書面には、市長が署名し、又はその記名押印がされなければならない。

(共済責任期間)

第25条 農作物共済の共済責任期間は、本田移植期（直播^まきをする場

合にあっては、発芽期) から収穫に至るまでの期間とする。

(引受方式の選択)

第26条 農作物共済資格者は、農作物共済の引受方式として、別表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる類区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方式のいずれかを選択しなければならない。この場合において、全相殺方式にあっては全相殺方式資格者(省令第87条第3項の規定により全相殺方式を選択することができる農作物共済資格者をいう。)に限り、災害収入共済方式にあっては災害収入共済方式資格者(同条第4項の規定により災害収入共済方式を選択することができる農作物共済資格者をいう。)に限り選択することができる。

(加入者負担共済掛金の額等)

第27条 加入者負担共済掛金の額は、類区分ごとに、第30条第1項の規定により算定した共済掛金の額から、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た額の2分の1に相当する額を差し引いて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける農作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、同項の規定により算定された額から当該補助金の額を差し引いて得た額とする。

3 加入者負担共済掛金は、納入通知書により徴収するものとする。

(加入者負担共済掛金の納付)

第28条 農作物共済加入者は、その加入者負担共済掛金を7月31日までに市に納付しなければならない。

(共済金額)

第29条 農作物共済の共済金額は、類区分ごとに、次に掲げる当該農作物共済に係る引受方式の区分に応じ、当該号に定める額とする。

(1) 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式
基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量に、単位当たり共済金額を乗じて得た額

(2) 災害収入共済方式 基準生産金額の100分の40に相当する額以上共済目的に係る共済限度額以下の範囲内で農作物共済資格者が

共済申込みの際に申し出た額

- 2 前項第1号の基準収穫量は、農作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、省令第90条の農林水産大臣が定める準則に従い、市長が定める。
- 3 第1項第1号の補償割合は、次の各号に掲げる農作物共済の引受方式の区分に応じ、当該各号に定める割合のうち農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た割合とする。
 - (1) 全相殺方式及び地域インデックス方式 100分の90、100分の80又は100分の70
 - (2) 半相殺方式 100分の80、100分の70又は100分の60
 - (3) 一筆方式 100分の70、100分の60又は100分の50
- 4 第1項第1号の単位当たり共済金額は、類区分ごとに、省令第91条第1項の規定により農林水産大臣が定める2以上の金額のうち農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た額とする。
- 5 第1項第2号の基準生産金額は、農作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、省令第94条の農林水産大臣が定める準則に従い、市長が定める。
- 6 第1項第2号の共済限度額は、同号の基準生産金額に補償割合（100分の90、100分の80又は100分の70のうち農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

（共済掛金）

第30条 農作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、前条第1項の規定により算定された共済金額の額に共済掛金率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の共済掛金率は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、市長が別に定める基準共済掛金率を下回らない範囲内において、市長が定める。

（自動継続特約等）

第31条 市は、共済申込みの際の農作物共済資格者からの申出により、当該共済申込みに係る農作物共済に農作物共済自動継続特約（翌年産

の農作物に係る第20条第2項に規定する共済申込みの期間（以下「共済申込期間」という。）内に農作物共済資格者から当該農作物について共済申込みをしない旨の意思表示がなかった場合は、当該共済申込期間内に当該農作物共済資格者から当該農作物について当該年産の農作物に係る農作物共済と同一の内容の共済申込みがあったものとみなす旨の特約をいう。以下同じ。）を付することができる。

2 市長は、前年産の農作物に係る農作物共済（以下「前年分共済」という。）に農作物共済自動継続特約が付されていたときは、当該年産の農作物に係る農作物共済（以下「当該年分共済」という。）の共済申込期間が満了するまでに、当該前年分共済に係る農作物共済加入者に当該年分共済の共済関係の内容を示すものとする。この場合において、当該共済申込期間内に当該農作物共済加入者から当該年分共済の共済関係の内容の変更の申出があったときは、その変更後の内容の当該年分共済に係る共済申込みがあったものとみなす。

3 市は、共済申込みの際の農作物共済資格者からの申出により、当該共済申込みに係る農作物共済に一筆半損特約を付することができる。ただし、当該農作物共済に係る引受方式として一筆方式が選択された場合は、この限りでない。

（農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第32条 市長は、農作物共済の共済掛金率、当該共済掛金率のうち農作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを市の事務所又は事業所に備え置かなければならない。ただし、当該農作物共済掛金率等一覧表の作成及び備置きは、電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成及びその保存をもって代えることができる。

2 市長は、毎年、農作物共済の共済申込期間の初日の10日前までに、前項の農作物共済掛金率等一覧表に記載された事項のうち市長が指定するものを公示するものとする。

- 3 農作物共済加入者は、第1項の農作物共済掛金率等一覧表（同項ただし書の規定により農作物共済掛金率等一覧表が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの）の閲覧を求めることができる。

（共済金の支払額）

第33条 災害収入共済方式以外の引受方式に係る農作物共済の共済金の支払額は、類区分ごとに、次に掲げる引受方式の区分に応じ、当該号に定める額とする。

- (1) 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式 法第138条第1項の減収量（省令第97条の規定により算定される数量をいう。）が支払開始減収量（省令第96条の規定により算定される数量をいう。）を超えた場合における共済減収量（当該減収量から当該支払開始減収量を差し引いて得た数量をいう。）に第29条第1項第1号の単位当たり共済金額を乗じて得た額
- (2) 一筆方式 法第138条第1項の減収量（省令附則第8条第1項の規定により算定される数量をいう。）が支払開始減収量（同条第2項の規定により算定される数量をいう。）を超えた場合における共済減収量（当該減収量から当該支払開始減収量を差し引いて得た数量をいう。）に第29条第1項第1号の単位当たり共済金額を乗じて得た額

2 災害収入共済方式に係る農作物共済の共済金の支払額は、類区分ごとに、共済事故による農作物の減収又は品質の低下（省令第98条に規定するものに限る。）がある場合においてその年産の共済目的に係る農作物の生産金額（省令第99条の規定により算定されるものをいう。以下同じ。）がその共済目的に係る第29条第1項第2号の共済限度額に達しないときにおける第1号に掲げる金額に第2号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 当該共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た額
- (2) 共済金額を当該共済限度額で除して得た割合

（共済金額の減額）

第 3 4 条 市は、農作物共済の共済金の支払に不足が生ずる場合において、第 4 4 条に規定する填補準備金及び第 4 6 条に規定する特別積立金をその支払に充ててもなお不足が生ずるときは、共済金額を減額することができる。

(共済金の支払の免責)

第 3 5 条 市は、農作物共済加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農作物共済加入者に係る共済金の全部又は一部につき、その支払の責任を負わない。

- (1) 第 1 2 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 第 1 3 条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 第 1 6 条の規定による通知をせず、又は悪意若しくは重大な過失により不実の通知をしたとき。
- (4) その共済申込みの際、当該共済申込みに係る第 2 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項につき、悪意又は重大な過失により通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (5) 正当な理由なく第 2 8 条に規定する期限までに加入者負担共済掛金を納付しなかったとき。

2 市は、法第 1 3 6 条第 1 項の規定により共済目的たる農作物の栽培方法に応ずる区分が定められた場合において、農作物共済加入者が当該農作物の栽培方法を当該区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外の栽培方法に変更したときは、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の責任を負わない。

3 市は、農作物共済加入者が植物防疫法（昭和 2 5 年法律第 1 5 1 号）の規定に違反した場合には、その違反に係る行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の責任を負わない。

(告知義務等)

第 3 6 条 農作物共済資格者は、共済申込みの際、農作物共済の共済関

係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市長が指定するものを市長に告知しなければならない。

- 2 市は、農作物共済加入者が故意若しくは重大な過失により前項の規定による告知をせず、又は不実の告知をしたときは、その農作物共済の共済関係を解除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の共済関係を解除することができない。
 - (1) 市が、当該共済関係に係る共済申込みの承諾の時ににおいて、農作物共済加入者が故意若しくは重大な過失により第1項の規定による告知をせず、又は不実の告知をしたことを知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - (2) 市のために当該共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（市のために当該共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、農作物共済加入者が第1項の規定による告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 共済媒介者が、農作物共済加入者に対し、第1項の規定による告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第2号及び第3号の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても農作物共済加入者が第1項の規定による告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合は、適用しない。
- 5 第2項の規定により同項の共済関係を解除する権利は、市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1月間行使しないときは、消滅する。当該共済関係に係る共済申込みの承諾の時から6月を経過したときも、同様とする。

第2章第3節の節名を削り、第37条から第40条までを次のように改める。

（加入者負担共済掛金の不払による共済関係の解除）

第37条 市は、農作物共済加入者が正当な理由なく第28条に規定する期限までに加入者負担共済掛金を納付しなかったときは、その農作

物共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による共済関係の解除)

第38条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、農作物共済の共済関係を解除するものとする。

- (1) 当該農作物共済に係る農作物共済加入者が、市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として当該農作物共済に係る損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。
- (2) 当該農作物共済に係る農作物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の当該農作物共済に係る農作物共済加入者に対する信頼が損なわれることにより、当該共済関係を存続させることを困難にする重大な事由が生じたとき。

(共済関係の解除の効力)

第39条 第36条第2項、第37条及び前条の規定による農作物共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 市は、次の各号に掲げる規定により農作物共済の共済関係を解除した場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

- (1) 第36条第2項 同項の規定による解除がされた時までに発生した共済事故による損害（同条第1項の規定による告知を要する事実に基づかずに発生した共済事故による損害を除く。）
- (2) 第37条 同条の規定による解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号のいずれかに該当したときから同条の規定による解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金の支払額等の公表)

第40条 市長は、共済金の支払額の決定後、遅滞なく、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、第33条第1項第1号に規定する共済減収量（一筆方式にあっては同項第2号に規定する共済減収量、災害収入共済方式にあっては生産金額の減少額（同条第2項第1号に掲げる額をいう。）及び農作物の減収量（省令第98条第2号に掲げる数

量から同条第1号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。))、
共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

第41条から第66条の6までを削る。

第67条中「本市」を「市」に改め、「の各号」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第3章中同条を第41条とする。

第68条中「本市」を「市」に、「終り」を「終わり」に、「のうち」を「の合計額」に、「に相当する金額」を「の合計額」に、「得た金額」を「得た額に相当する額」に改め、同条を第42条とし、同条の次に次の4条を加える。

(不足金填補準備金の積立て)

第43条 市は、毎会計年度、第41条第1号の勘定(以下「農作物共済勘定」という。)に係る剰余金の額の2分の1に相当する額を不足金填補準備金として積み立てるものとする。

(不足金填補準備金の取崩し)

第44条 市は、農作物共済勘定について共済金の支払に不足が生じる場合には、前条の不足金填補準備金(以下「填補準備金」という。)をその支払に充てるものとする。

(特別積立金の積立て)

第45条 市は、毎会計年度、農作物共済勘定に係る剰余金の額から填補準備金として積み立てる額を差し引いて得た額を特別積立金として積み立てるものとする。

(特別積立金の取崩し)

第46条 市は、農作物共済勘定について、共済金の支払に不足が生じる場合であって、填補準備金をその支払に充ててもなお不足が生じるときは、前条の特別積立金(以下「特別積立金」という。)を共済金の支払に充てるものとする。

2 市は、毎会計年度、農作物共済勘定について、共済金の支払に不足が生じる場合以外の不足金が生じる場合であって、填補準備金を当該不足金の填補に充ててもなお不足が生じるときは、特別積立金をその不足金の填補に充てることができる。

3 市は、議会の議決を経て、特別積立金を第13条後段に規定する費用及び第14条に規定する施設をするために必要な費用の支払に充てることができる。

第69条から第75条まで及び第4章を削る。

第78条の見出しを「(損害評価会)」に改め、同条中「本市に」を「法第221条第1項の規定により設置する」に、「を置く」を「の組織及び運営については、農業保険法施行令(平成29年政令第263号)に定めるもののほか、次条から第51条までに定めるところによる」に改め、第5章中同条を第47条とする。

第79条中「損害評価会は」の次に「、市長の諮問に応じ」を加え、「重要事項」を「重要な事項」に改め、「市長の諮問に応じて」を削り、同条を第48条とし、第80条を第49条とし、同条の次に次の1条を加える。

(任期)

第50条 委員の任期は、3年とする。

第81条から第84条までを削る。

第85条の見出しを「(運営の細目)」に改め、同条中「損害評価会の会議」を「第48条から前条までに規定するもののほか、損害評価会」に改め、第5章中同条を第51条とし、同章を第4章とする。

第6章中第86条を第53条とし、同条の前に次の1条を加える。

(農業経営収入保険に移行する者の共済関係の解除等)

第52条 法人たる農作物共済加入者は、その農作物共済に代えて農業経営収入保険に加入しようとするときは、その共済責任期間内に限り、当該農作物共済に係る共済関係を解除することができる。この場合において、市は、当該農業経営収入保険に係る保険期間たる当該農作物共済加入者の事業年度が開始する日以後に当該共済責任期間が満了する農作物共済に係る加入者負担共済掛金について、その全額を当該農作物共済加入者に返還するものとする。

2 市は、前項の規定により法人たる農作物共済加入者がその共済関係を解除する場合は、当該農作物共済加入者が支払った賦課金について、

月割りにより計算した額を当該農作物共済加入者に返還するものとする。

第6章を第5章とする。

付則の次に次の別表を加える。

別表

第1区分	1類 飼料用、バイオ燃料用及び米粉用以外の用途の水稲	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
	2類 飼料用又はバイオ燃料用の水稲	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
	3類 米粉用の水稲	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
第2区分	2類 飼料用又はバイオ燃料用の水稲	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
	7類 飼料用及びバイオ燃料用以外の用途の水稲	地域インデックス方式

備考

1 「第1区分」とは共済目的の全てについて地域インデックス方式以外の引受方式を選択する場合を、「第2区分」とは共済目的の全部又は一部について地域インデックス方式を選択する場合をいう。

2 「バイオ燃料」とは、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第2条第2項に規定するバイオ燃料をいう。

別記第1及び別記第2を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市農業共済条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中農作物共済の共済関係に係る部分は、平成31年以後の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係について適用し、平成30年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定中農作物共済における一筆方式（農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）附則第8条第2項に規定する一筆方式をいう。）の引受方式に係る部分は、平成33年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係に限り、適用する。
- 4 市は、平成33年3月31日までに共済責任期間が満了する農作物共済に係る加入者負担共済掛金（改正後の条例第5条第3項に規定する加入者負担共済掛金をいう。）について、平成34年3月31日までの間に限り、この条例による改正前の尼崎市農業共済条例（以下「改正前の条例」という。）第36条の規定の例により、その一部を払い戻すことができる。
- 5 改正後の条例第34条の規定は、平成34年度以後の会計年度における共済金額の減額について適用し、平成33年度以前の会計年度における共済金額の減額については、なお従前の例による。
- 6 改正後の条例第43条の規定は、平成31年度以後の会計年度に係る不足金填補準備金の積立てについて適用し、平成30年度以前の会計年度に係る不足金填補準備金の積立てについては、なお従前の例による。
- 7 改正後の条例第45条及び第46条の規定は、平成34年度以後の会計年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しについて適用し、平成33年度以前の会計年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しについては、改正前の条例第74条及び第75条（第6項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。
- 8 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(説 明)

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成２９年法律第７４号）の施行による農業共済事業の改正に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 99 号

尼崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例
について

尼崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を次のよ
うに制定する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例
生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 2 項の条例で定める
区域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上の規模の区域であ
ることとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるため、条例制定が
必要であることから、本案を提出する。

議案第 100 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号の 2 の次に次の 1 号を加える。

(9)の 3 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査 1 件 27,000 円

第 2 条第 1 項第 10 号中「建築物」の前に「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく」を加え、同項第 34 号中「仮設建築物」を「建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設興行場等」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(34)の 2 建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1 件 160,000 円

付 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

（説 明）

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第101号

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成30年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成7年尼崎市
条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、
第4号を第3号とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に
関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に尼崎市特定公
共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定による入
居の申込みをする者について適用し、同日前に同項の規定による入居
の申込みをした者については、なお従前の例による。

（説 明）

特定公共賃貸住宅の入居者資格を見直すため、条例改正が必要であ
ることから、本案を提出する。

その他

議案第102号

工事請負契約について

あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成30年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市若王寺2丁目18番4号ほか
工事概要 整備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 567,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市七松町2丁目27番23号
株式会社オカモト・コンストラクション・システム
代表取締役 岡 本 征 夫 |

(説明)

あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	2号館整備工事
	エレベーター及び渡り廊下増築工事並びに改修工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 2,031.53平方メートル
	学生会館整備工事
	エレベーター増築工事並びに改修工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 1,061.55平方メートル
	図書館整備工事
	改修工事
鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟	
延べ面積 2,994.03平方メートル	
外構工事	

議案第 103 号

工事請負契約について

あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成30年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち電気設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市若王寺2丁目18番4号ほか
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 189,216,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市稲葉荘1丁目13番5号
山口電気工事株式会社
代表取締役 山口 節 夫 |

(説 明)

あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事 受変電設備工事 一式 電灯設備工事 一式 動力設備工事 一式 弱電設備工事 一式 火災報知設備工事 一式

議案第 104 号

工事請負契約について

あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち機械設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 4 号ほか
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 190,652,400 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市南武庫之荘 1 丁目 29 番 15 号
株式会社西三設備
代表取締役 西 村 一 浩 |

(説 明)

あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容	
機 械	機械設備工事	
	空気調和設備工事	一式
	換気設備工事	一式
	衛生器具設備工事	一式
	給水設備工事	一式
	排水設備工事	一式
	給湯設備工事	一式
	消火設備工事	一式
	床暖房設備工事	一式

議案第105号

工事請負契約の変更について

潮小学校校舎増築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成30年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 潮小学校校舎増築等工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市潮江2丁目2番20号
工事概要 校舎増築等工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 335,590,560円 |
| 4 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町5番地6
株式会社トータルサプライ
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説明)

平成30年3月6日に議決された潮小学校校舎増築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	校舎増築工事 鉄骨造り 2階建て 1棟 敷地面積 15,837.79平方メートル 建築面積 596.73平方メートル 延べ面積 1,027.89平方メートル (主な諸室) 普通教室、図書室、少人数教室、更衣室 既存南棟改修工事 屋外付帯工事(外構等) 既存児童ホーム解体工事 今回変更内容 平成30年3月からの労務・材料等単価の適用 ブロック塀倒壊防止対策実施に伴う増額

II 変更前契約

- 1 契約の目的 潮小学校校舎増築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市潮江2丁目2番20号
工事概要 校舎増築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 294,624,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町5番地6
株式会社トータルサプライ
代表取締役 柄谷 順 一 郎

議案第106号

工事請負契約の変更について

大庄支所・地区会館複合施設新築工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成30年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 大庄支所・地区会館複合施設新築工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市大島3丁目153番地の4
工事概要 新築工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 634,798,674円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町4番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

当初契約を平成29年10月12日に、変更契約を平成30年6月20日に議決された大庄支所・地区会館複合施設新築工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	大庄支所・地区会館複合施設新築工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 2,413.55平方メートル
	付属棟
	鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟
	延べ面積 63.01平方メートル
	駐輪場
	アルミ製 平屋建て 2棟
	延べ面積 69.08平方メートル
	外構工事 植栽工事 今回変更内容 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)

II 変更前契約

- 1 契約の目的 大庄支所・地区会館複合施設新築工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市大島3丁目153番地の4
工事概要 新築工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 631,113,120円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 107 号

事業契約及び市有地の売払いについて

市営武庫 3 住宅第 3 期（西昆陽住宅）建替事業について、次のとおり事業契約を締結するとともに市有地を売り払うため、議決を求める。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事業契約

- (1) 契約の目的 市営武庫 3 住宅第 3 期（西昆陽住宅）建替事業の実施のため
- (2) 契約の内容 事業場所 尼崎市西昆陽 2 丁目 19 番 1 号ほか
事業概要 市営西昆陽住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む）、入居者移転支援業務及び余剰地活用業務
- (3) 契約の方法 一般競争入札（総合評価）
- (4) 契約の金額 2, 242, 968, 000 円
- (5) 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、株式会社市浦ハウジング & プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレイション及び阪急阪神不動産株式会社を構成企業とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

2 市有地の売払い

- (1) 売払いの目的 市営武庫 3 住宅第 3 期（西昆陽住宅）建替事業に伴い創出する余剰地を、戸建住宅用地として活用するため

(2) 売払いの市有地

所在地番	地目	面積
尼崎市西昆陽2丁目318-1	宅地	5,254.87 平方メートル

(3) 売払いの金額 415,660,217円

(4) 売払いの相手方 大阪市北区芝田1丁目1番4号

阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 若林常夫

(説明)

市営武庫3住宅第3期(西昆陽住宅)建替事業を実施し、建替事業に伴い創出する余剰地を戸建住宅用地として活用するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

議案第108号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するため、議決を求める。

平成30年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 6 1 号 線	東園田町2丁目27-3
	東園田町2丁目27-3

(説 明)

開発事業の帰属に伴う路線

・ 認 定 路 線 : 市道第861号線

以上の路線を認定するため道路法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

市道路線の認定図 (別紙)

市道路線の認定図

別紙



議案第 109 号

平成 29 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

平成 29 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり
処分するため、議決を求める。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	5 3 6 , 4 0 1 , 0 9 2 円
2	処分方法及び処分数額	
(1)	建設改良積立金の積立て	5 3 6 , 4 0 1 , 0 9 2 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 110 号

平成 29 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

平成 29 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次
のとおり処分するため、議決を求める。

平成 30 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 当年度未処分利益剰余金	1, 203, 487, 970 円
2 処分方法及び処分量	
(1) 建設改良積立金の積立て	1, 203, 487, 970 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 1 1 1 号

平成 2 9 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

平成 2 9 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のと
おり処分するため、議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	3, 9 5 1, 4 3 8, 8 6 3 円
2	処分方法及び処分量	
(1)	建設改良積立金の積立て	1, 6 1 0, 1 3 8, 9 0 9 円
(2)	資本金への組入れ	3 4 1, 2 9 9, 9 5 4 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 1 1 2 号

平成 2 9 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益
剰余金の処分について

平成 2 9 年度尼崎市モーターボート競走事業会計に係る未処分利益剰
余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	7, 6 9 0, 4 9 8, 1 9 2 円
2	処分方法及び処分額	
(1)	建設改良積立金の積立て	9 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(2)	他会計への繰出し	1 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

